

# 茨城県報 第7518号

昭和62年1月19日

月曜日

## 目次

### 規 則

●茨城県技能審査用自動車貸付規則の一部を改正する規則(運転免許課).....	1	ページ
--	---	-----

### 告 示

●公園事業の一部決定(環境管理課).....	2
●新規土地改良事業の審査(農地管理課).....	2
●換地計画の審査( " ).....	2
●茨城県建設工事指名希望請負業者資格審査要項(監理課).....	3
●道路の区域の決定(道路維持課).....	12
●道路の供用開始(3件)( " ).....	12

### 公 告

●昭和61年度茨城県蚕業技術員免許試験の実施(蚕糸課).....	13
●宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出(建築指導課).....	13
●建築許可に関する聴聞( " ).....	14

### 正 誤

●昭和61年12月11日付け茨城県報第7509号中.....	14
--------------------------------	----

## 規 則

### 茨城県規則第2号

茨城県技能審査用自動車貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和62年1月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

#### 茨城県技能審査用自動車貸付規則の一部を改正する規則

茨城県技能審査用自動車貸付規則(昭和44年茨城県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ものに」を「者に」に改める。

第3条第2項中「500円」を「700円」に改める。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 茨城県告示第102号

茨城県立自然公園条例(昭和37年茨城県条例第17号)第5条第1項の規定により、奥久慈県立自然公園の公園事業の一部を決定したので、その概要を次のとおり公示する。

なお、当該公園事業の位置を表示した図面は、茨城県環境局環境管理課及び大子町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和62年1月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

事業の種類	事 業 地
歩 道	久慈郡大子町上野宮地内

### 茨城県告示第103号

鳥羽田土地改良区から昭和61年12月19日付けで認可申請あつた城之内地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年1月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 鳥羽田土地改良区定款の写し  
城之内地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和62年1月19日から昭和62年2月9日まで
- 3 縦覧の場所 茨城町役場

### 茨城県告示第104号

昭和61年9月13日付けで認可申請のあつた寺山地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年1月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和62年1月26日から昭和62年2月18日まで
- 3 縦覧の場所 茨城町役場

茨城県告示第105号

茨城県建設工事指名希望請負業者資格審査要項を次のように定める。

昭和62年1月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県建設工事指名希望請負業者資格審査要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する建設工事の指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請及び時期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格審査を受けることができない者)

第2条 次の各号の一に該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (2) 建設業法第27条の2の規定による経営に関する事項の審査(以下「経営事項の審査」という。)を受けていない者(第6条第1項ただし書の規定により申請する者を除く。)
- (3) 令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととした者で、その期間を経過していないもの
- (4) 共同企業体にあつては、その構成員となる者が、第5条の規定による資格審査の申請をしていないもの

(資格審査の実施)

第3条 資格審査は、建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者(以下「建設業者」という。)のうち、県内に主たる営業所を有するもの(以下「県内建設業者」という。)及び共同企業体については毎年、建設業者のうち県外に主たる営業所を有するもの(以下「県外建設業者」という。)については昭和62年を基準年として隔年に実施するものとする。ただし、県外建設業者で新規に建設業法第3条第1項の許可を受けたものその他特別な事由があるもののうち知事が必要と認めるものについては、資格審査を実施しない年においてもこれを実施することができる。

(資格審査の基準日)

第4条 資格審査の基準日は、資格審査を実施する年の1月1日とする。

(資格審査の申請)

第5条 資格審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる申請書等を、知事に提出しなければならない。

(1) 県内建設業者

- ア 建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- イ 工事経歴書(様式第2号)
- ウ 技術者経歴書(様式第3号)

- エ 建設業退職金共済組合加入履行証明書(加入している者に限る。)
- オ 建設業労働災害防止協会加入証明書(加入している者に限る。)
- カ 直前1年分の県税納税証明書

(2) 県外建設業者

- ア 建設工事入札参加資格審査申請書
- イ 建設業許可証明書
- ウ 営業所一覧表(様式第4号)
- エ 工事経歴書
- オ 主要取引金融機関名(様式第5号)
- カ 建設業退職金共済組合加入履行証明書(加入している者に限る。)
- キ 建設業労働災害防止協会加入証明書(加入している者に限る。)
- ク 直前1年分の県税納税証明書(茨城県に納税義務のある者に限る。)
- ケ 建設大臣又は他の都道府県知事に提出した経営事項審査申請書の写し

(3) 共同企業体

- ア 建設工事入札参加資格審査申請書(共同企業体用)(様式第6号)
- イ 共同企業体協定書

(申請の時期等)

第6条 前条に規定する申請書は、県内建設業者にあつては毎年2月末日までに、県外建設業者及び共同企業体にあつては資格審査を受けようとする年の3月31日までに於いて知事が定める期間内に提出しなければならない。ただし、新規に建設業法第3条第1項の規定による許可を受けたものその他特別な事由があるものうち知事が特に認めたものについては、9月1日から9月30日までに提出することができる。

- 2 前項ただし書の規定により当該期間内に申請書を提出する者で経営事項の審査を受けていないものは、経営事項審査申請書に準じて知事が別に定める経営事項申出書を提出しなければならない。

(参加資格の決定)

第7条 知事は、申請を受理したときは、経営事項の審査(前条第2項の申出書に基づく審査を含む。)の結果による数値を基礎とし、別に定める主観的事項の数値等を加味して、入札に参加することができる資格(以下「参加資格」という。)を有する者及び発注金額の標準となる等級等を決定する。

- 2 知事は、参加資格を有すると決定した者について、建設工事入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載する。

(参加資格の有効期間)

第8条 参加資格の有効期間は、資格審査の申請があつた年の6月1日(申請が第6条第1項ただし書の期間内になされたときは、前条第1項の決定をした日の翌日)から、県内建設業者及び共

同企業体にあつては翌年の5月31日まで、県外建設業者にあつては翌々年の5月31日(第3条ただし書の規定により実施する資格審査を受けた者にあつては翌年の5月31日)までとする。

- 2 前条第1項の決定が、資格審査の申請のあつた年の6月1日以後になされたときは、前項の規定にかかわらず、当該決定に係る参加資格は、当該決定がなされた日の翌日から有効とする。
- 3 参加資格を有する建設業者又は共同企業体に係る当該参加資格の有効期間満了の年に実施する資格審査による前条第1項の決定が、同年6月1日前までになされなかつたときは、第1項の規定にかかわらず、当該有効期間満了に係る参加資格は、当該決定がなされる日まで有効とする。  
(変更等の届出)

第9条 資格審査の申請をした者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者
- (3) 主たる営業所の所在地又は電話番号
- (4) その他の営業所の名称、所在地又は電話番号
- (5) 建設業許可区分

2 資格審査の申請をした者は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 建設業の許可の取消し又は失効
- (2) 営業の停止
- (3) 営業の休止又は廃止

(参加資格の地位の承継)

第10条 参加資格を有する建設業者である会社が合併により消滅したときは、合併後存続する会社又は合併により設立された会社は、知事の承認を受けて、当該消滅した会社の参加資格の地位を承継することができる。

- 2 参加資格を有する建設業者である個人が死亡したときは、その相続人は、知事の承認を受けて、被相続人の参加資格の地位を承継することができる。
- 3 参加資格を有する建設業者である個人が、その営業を廃止した場合において、その者が設立者となつて設立した会社に、その者が営業のために使用していた財産の全部を提供したときは、当該会社は、知事の承認を受けて、当該営業を廃止した個人の参加資格の地位を承継することができる。
- 4 前3項の規定による承認の手続については、知事が別に定める。

(参加資格の抹消)

第11条 知事は、名簿に登録した者が次の各号の一に該当するときは、当該名簿から抹消することができる。

- (1) 建設業の許可が失効したとき。

- (2) 建設業の許可の取消しを受けたとき。
- (3) 営業を廃止したとき。
- (4) 第5条に規定する申請書等に虚偽の事項を記載したとき。
- (5) 共同企業体にあつては、当該共同企業体を解散したとき。

(資料提出等の要求)

第12条 知事は、資格審査又は名簿の登載に関し必要があるときは、この要項に定めるもののほか、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(共同企業体の申請時期の特例)

第13条 共同企業体の申請の時期については、第6条第1項に定めるものを除くほか、知事が別に定めるところによるものとする。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 茨城県建設工事指名希望請負業者資格審査要項（昭和51年茨城県告示第85号。以下「旧要項」という。）は、廃止する。
- 3 この要項の施行前にした旧要項の規定による手続その他の行為は、この要項の相当規定により行われた手続その他の行為とみなす。

様式第1号

用紙B5

建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

電話番号

商号又は名称

代表者名

印

許可を受けて いる建設業	建設大臣許可(般一)第 _____ 号 知事 _____ 工事業 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 許 可
	建設大臣許可(特一)第 _____ 号 知事 _____ 工事業 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 許 可

今般貴県所管に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

用紙B5

工 事 経 歴 書

様式第2号

工事

(建設工事の種類)

注 文 者	元 請 又 は 下 請 の 区 別	工 事 名	工事場所のあ る都道府県名	請 負 代 金 の 額	着 工 年 月	
					完成又は完成予定年月日	月
				千円	昭和	年 月
					昭和	年 月
					昭和	年 月
					昭和	年 月
					昭和	年 月
					昭和	年 月
					昭和	年 月
					昭和	年 月
					昭和	年 月

記載要領

- 1 この表は、建設業法の別表の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 この表は、直前3年間の主な完成工事及び直前3年間に着工した主な未完工事について記載すること。
- 3 下請工事については、「注文者」の欄には直接注文した元請負人の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には下請工事の名称を記載すること。

様式第3号

(用紙B5)

技 術 者 経 歴 書

(種類)

氏 名	年 齢	最 終 学 校		法 令 に よ る 免 許 等		実 務 経 歴	経 験 年 月
		学 校 名	専 攻 学 科	名 称	取 得 年 月 日		

記載要領

- 1 技術者は、土木、建築、設備、設備、職別の4種類に区分し、各区分ごとに別業とすること。
- 2 「最終学校」の欄には、建設工事に関するもののみについて記載し、昭和36年12月16日建設省告示第2795号及び第2796号により認定を受けたものにあつては、その旨を記載すること(例 ○○大学土木学科、実業学校卒業程度検定合格等)。
- 3 「法令による免許等の欄」には、建設工事に関し法律又は命令による免許、技術若しくは技能の認定を受けた旨記載すること(例 ○○建築士、○○土木施行管理技士等)。
- 4 「実務経歴の欄」には、最近のものから順次記載し、建設工事に従事した職種及び地位を記載すること。



様式第4号

用紙B5

営 業 所 一 覧 表

営 業 所		所		
名 称	許 可 を 受 け た 建 設 業	在 地	電 話 番 号	
(主たる営業所)				
(その他の営業所)				
計				箇所

記載要領

- 1 「名称」の欄には、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所を記載すること。
- 2 「許可を受けた建設業」の欄には、許可を受けた建設業のうち当該営業所において営業する建設業を、建設業法施行規則第2条に定める別記様式第1号の別表中「許可を受けようとする建設業」の欄の( )内以示された略号で記載すること。

様式第5号

用紙B5

主要取引金融機関名

政府関係金融機関	普通信用銀行 長期	相互組合 相商信用金庫 工組信用金庫	銀行 中央金庫 協同組合	その他の金融機関

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄には、国民金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、日本輸出入銀行、日本開発銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること (例 ○○銀行××支店)。

様式第6号

用紙B5

建設工事入札参加資格審査申請書 (共同企業体用)

年 月 日

茨城県知事 殿

共同企業体の  
名 称

共同企業体の  
代表者の住所,  
名称及び代表者

印

共同企業体構成  
員の住所,  
名称及び代表者

印

共同企業体構成  
員の住所,  
名称及び代表者

印

今般、連帯責任によつて請負工事の共同施行を行うため、 を代表者とする

建設共同企業体を結成し、貴県所管に係る建設工事の入札に参加したいので、  
別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。また、この建設工事入札参加資格  
審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

なお、建設業の許可事項等については、次のとおりです。

氏名又は名称	許 可 番 号	許 可 年 月 日	営 業 の 種 類
希望する工事種別 及び工事箇所			
指名開始希望期日			



茨城県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。  
その関係図面は、昭和62年1月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年1月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の員幅	延 長	備 考
400	県 道	鹿島港潮来インター線	鹿島郡神栖町大字居切字外見取1230—8番地から	メートル 最大40.00	メートル 2,027.00	
			鹿島郡神栖町大字幡木字堀崎1720—2番地まで	最小22.00		

茨城県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和62年1月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年1月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道鹿島港潮来インター線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡神栖町大字居切字外見取1230—8番地から  
鹿島郡神栖町大字鰐川字鰐川55—209番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和62年1月20日

茨城県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和62年1月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年1月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道粟生木崎線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡鹿島町大字泉川字丁田76—4番地から  
鹿島郡神栖町大字居切字外見取1317—1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和62年1月20日

**茨城県告示第109号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和62年1月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和62年1月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道新川江戸崎線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡東村大字上須田字上須田10—1番地から  
稲敷郡桜川村大字浮島字神落8304番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和62年1月19日

---

**公 告**

---

**●昭和61年度茨城県蚕業技術員免許試験の実施**

茨城県蚕業技術員免許条例（昭和25年茨城県条例第33号）第8条及び同条例施行規則（昭和56年茨城県規則第31号）第2条並びに第3条の規定により、昭和61年度蚕業技術員免許試験を次のとおり実施する。

昭和62年1月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 日 時 昭和62年3月17日（火）午前10時
- 2 場 所 水戸市三の丸1丁目1番33号 すいさん会館内  
茨城県養蚕農業協同組合連合会会議室
- 3 試 験 の 科 目 養蚕学，蚕種学，桑樹栽培学，蚕体生理解剖学，蚕体病理学，蚕糸業関係  
法規及び農業協同組合法規並びに口述試験

**●宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出**

下記業者については、事務所の所在地が確知できないので、この公告の日から30日以内に、茨城県知事に対し書面により事務所の所在地の申出を行って下さい。

なお、期間内に申出がない場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により免許を取り消すことがあります。

昭和62年1月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 商 号 新都市建設株式会社  
代表者氏名 鶴丸俊彦  
事務所所在地 北相馬郡藤代町大字宮和田207番地

免 許 番 号 茨城県知事(2)第3041号  
 免 許 年 月 日 昭和60年7月23日  
 2. 商 号 丸鈴商事株式会社  
 代 表 者 氏 名 鈴 木 昭  
 事 務 所 所 在 地 取手市取手1丁目2番6号  
 免 許 番 号 茨城県知事(1)第3455号  
 免 許 年 月 日 昭和60年6月28日

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和62年1月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和62年1月23日 午前11時30分
- 2 聴 聞 場 所 稲敷郡阿見町鈴木字東鳳凰5-6
- 3 聴 聞 事 項 第1種居住専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
店舗(園芸用品店)
- 4 申請者住所氏名 稲敷郡阿見町鈴木4-27  
寛 田 徹
- 5 建築物構造規模 鉄骨造1階建 新築  
申請延面積113.16㎡
- 6 敷 地 面 積 306.60㎡
- 7 建 築 物 の 位 置 稲敷郡阿見町鈴木字東鳳凰5-6, 5-8

正 誤

●昭和61年12月11日付け茨城県報第7509号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
14	1	(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)	削 除

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
 (休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所